

次期権限移譲推進計画に係る基本的な考え方(素案)

平成25年12月
群馬県総務部総務課

1 趣旨

- きめ細かな行政サービスを提供し、地域住民の意向を反映した個性豊かな地域社会・地域づくりを実現するためには、住民に一番身近な行政主体である市町村が行政サービスの提供主体となることが大切である。
- このため、県は市町村との連携の下、市町村への権限移譲を進める。

2 これまでの取組経過

- 県では、昭和55年度から事務委任制度を活用した権限移譲を市町村と連携しながら進めてきた。
- 平成12年の地方分権一括法施行後は、住民に身近な事務については住民に身近な自治体である市町村で事務を行えるよう、条例による事務の処理の特例制度に基づく計画的な移譲に取り組んできた。
- この結果、平成25年4月1日現在で、49法令654事項を市町村へ移譲している。

【参考 これまでの基本計画等による実績(移譲法令・事項数の累計)】

基本計画等の名称(推進期間)	法令数	事項数	備考
第1次権限移譲推進基本計画(平成9年度～12年度)	31	272	
第2次権限移譲推進基本計画(平成13年度～16年度)	37	369	
第3次権限移譲推進基本計画(平成17年度～19年度)	34	379	指定管理者制度導入で法令数が減少
新ぐんま権限移譲推進プラン(平成20年度～22年度)	54	690	
新ぐんま権限移譲推進プラン改訂版(平成23年度～25年度)	49	654	第二次一括法による法定移譲で法令数が減少

※法令数には条例を含む。

※事項数は事務処理特例条例に規定している条項数。

※現プランの実績は、平成25年4月1日現在の状況。

3 対話と協調による権限移譲

- 権限移譲に当たっては、地方行政の担い手である県と市町村との「対話と協調」を基本に、県・市町村の役割分担や権限移譲の範囲、進め方等について、「ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会」において十分協議を行うなど、理解と連携を図りながら権限移譲を進める。

4 権限移譲の目的

分権型社会において、一層の住民自治の充実を図る観点から、次の二つの目的の達成を目指して取り組む。

1. 住民(県民)の利便性の向上

2. 市町村の自治機能の強化

5 権限移譲のリスト

(1) 移譲リストの提示【基本リスト】

- ◆ 権限移譲にあたっては、移譲可能事務をリストとして提示し、市町村が自ら移譲を受ける事務を選択する方式を基本とする。

※移譲対象とする事務については、県と市町村との役割分担や地方分権改革の動向を踏まえて、ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会などにおいて協議・調整の上、随時見直しを行う。

(2) 重点移譲項目の提示【重点移譲リスト】

- ◆ 移譲可能リストのうち、住民の利便性の向上に特に資すると認められるもの等については、重点移譲項目として位置付けた上で、項目毎に行動計画を定め、重点的な移譲を進める。

◎重点移譲項目の対象候補 ※今後、県・市町村パートナーシップ委員会等で具体的に検討

- ・現プランの重点移譲事務として掲げたもののうち、目標を達成していない4事務
浄化槽の設置届の受理、浄化槽の法定検査、屋外広告物の除却、特定非営利活動法人に係る認証に関する事務
- ・他の都道府県において移譲が進んでいる事務
- ・本県において移譲実績がある事務のうち、住民の利便性の向上の観点等から更に移譲を推進すべきもの 等

6 権限移譲に伴う支援措置

- 市町村における移譲事務の円滑な執行のため、引き続き以下の支援を実施。

(1) 財政支援

- ◆ 市町村が移譲された事務を処理するために必要な経費については、個別法等による移譲事務を除き、「群馬県事務処理特例交付金交付要綱」等に基づき、所要の財政支援を実施
- ◆ 事務処理特例交付金の算定基礎や交付の仕組みについては、市町村における事務処理の実態を踏まえ、必要に応じて見直し

(2) 人的支援

- ◆ 移譲事務の実施に際して必要となる技術や知識の習得のため県の機関に研修職員を受け入れるなど人材育成等の支援を実施
- ◆ 専門職員の配置が必要となる事務などについて、市町村から職員の派遣等についての申し入れがあったときは、必要に応じて、一定期間、県職員を当該市町村に派遣するなどの支援を実施

(3) その他の支援

- ◆ 事務処理が適切に行われるよう、事務処理に関する事前研修・説明会の実施や事務処理マニュアルの作成などを行うとともに、市町村において条例・規則等の規定整備が必要な場合は、技術的な支援を実施
- ◆ 移譲後における市町村からの照会に随時対応するなど、バックアップ体制を構築
- ◆ 許認可・届出等の権限移譲など、住民等の手続の窓口が県から市町村へ変更となる場合は、県ホームページにおいて公表するなど広く周知し、円滑な移行を支援。

7 推進期間

平成26年度から平成28年度までの3年間
(移譲時期は、平成29年4月1日までとし、進捗管理を行う。)

8 権限移譲の手続

- 権限移譲を円滑に進めるため、次の流れを基本として事務手続を進める。
- なお、年度途中の移譲についても必要があるものについては別途対応する。

(1) 権限移譲の進め方等の検討

- ◆ 権限移譲に関する市町村の意向確認調査を毎年度実施



(2) 移譲に関する協議・調整

- ◆ 市町村の意向確認調査結果を踏まえ、県の所管課において関係市町村と調整
- ◆ その間、県は各市町村の地方分権（権限移譲）の担当課に対して必要な情報提供を実施
- ◆ 移譲する前年度の9月を目途に移譲予定事務を決定
- ◆ 市町村に対し、事務処理特例条例等の改正に関する書面協議（地方自治法第252条の17の2第2項等に基づく協議）を行い、権限移譲に関する最終的な合意を形成



(3) 事務処理特例条例の改正

- ◆ 事務処理特例条例の改正が必要となる場合には、原則として県議会第3回後期定例会へ改正条例案を提案
- ◆ 市町村においては、県における改正条例等の成立を受けて、例規の整備及び住民への周知等を実施

【市町村からの移譲要請制度に基づく移譲】

上記手続とは別に、地方自治法（第252条の17の2第3項）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第55条第6項）に基づき、市町村長が議会の議決を経て知事に対して移譲要請を行うことができる制度を活用することも可能

9 ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会の活用

- ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会を引き続き設置し、権限移譲全般について幅広く情報共有を行うとともに、権限移譲の推進に向けた検討等を実施
- 移譲促進のため、全市町村担当課長等で構成する「担当課長会議（仮称）」を設けるなど実務面での機能を強化
- 情報交換や実務面での検討などは担当課長会議とワーキンググループ等の活用を中心にを行い、委員会は特に重要な事項についての決定等を行う場合に必要に応じて開催

※現在全市町村を対象に開催している「地方分権担当者会議」を「担当課長会議」として開催することも検討【見直し検討案】

<現行>

<見直し案>

ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会
市町村：12市・5町村副首長
県：総務部長、各部局主管課長等

ぐんま県・市町村パートナーシップ委員会
市町村：12市・5町村副首長
県：総務部長、各部局主管課長等

担当課長会議（仮称）

市町村：全市町村担当課長
県：各部局主管課長等

ワーキンググループ等（作業部会）
設置要綱第5により委員会の指示で設置

ワーキンググループ等 ※活用促進
設置要綱第5により必要に応じて機動的に設置